



## 第18回「金融と経済を考える」高校生小論文コンクール

# これからの消費者教育の在り方

兵庫県・西宮市立西宮高等学校 1年 江崎 友紀

夏休みにパン屋さんに行った時のこと。パンの精算をしようと財布を出すと、「レジ袋はご入り用でしょうか。」と店員さんに尋ねられた。いつもは大きめのリュックを持ち歩いているので断るのだが、その日は携帯と財布が入るくらいの、小さなショルダーバッグだったため、レジ袋をお願いした。レシートを見ると、「調理パン」、「菓子パン」の下に「手さげ袋小」の文字。その横には「手さげ袋小」の値段を示す、3という数字が印刷されている。私はパン屋さんパンを買いに行ったのに、これじゃまるで、パン屋さん手さげ袋も買いに行ったみたいだ、と、変な気持ちになり、思わず苦笑いした。

家に帰って母にこのことを話した。私はてっきり、プラスチック製の買い物袋が、この7月から有料化を義務付けられたことや、環境保全のためにも、マイバッグは常に持参するようにしよう、というような話題になるものだと思っていた。ところが母は、「それはパン屋さんあなたの立派な契約だね。」と言ったのだった。そうか、たしかに、パン屋さん側の、レジ袋が必要な人には3円を払ってもらおう、という意味と、私の、パンを持ち運ぶためにレジ袋が必要だから、3円を払わなければならない、という意味が合致している。これで、お互いの意思、すなわち契約が成立し、販売と購入の関係が成り立っているのか、と小さな発見をしたようだった。とすると、電車に乗ったり、美容院で髪の毛を切ったりなど、身の回りのほとんどのことが契約なのだという事に気づいた。

「契約」と聞くと、印鑑やら書類やらをたくさん準備して、ローンを組む、クレジットカードを作成する、といった、「大人がするもの、できるもの」だと思っていた。こう話す私に母は言った。「あなたは、18歳で大人になるんだよ。」と。私ははっとした。そうなのだ。私はあと2年もすれば成年、大人の仲間入りとなる。つまり、「大人がするもの、できるもの」と思っていたことができるようになってしまうのだ。数カ月前に義務教育を終え、高校生になったばかりの私。

2年後はまだ高校生である。法律上は成年でも、社会経験はごく浅いし、ほぼないに等しい。そんな、まだまだ未熟な私が、「大人がするもの、できるもの」ができるようになっていいのだろうか。その自覚と責任は持てるだろうか。

2018年6月、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立した。改正法は、2022年4月1日から施行されることになっている。したがって、2004年度に生まれた私たちは、2022年度に18歳の誕生日を迎えるため、最年少で成年となる。

近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められるなど、18歳、19歳にも国政上の重要な事項の判断に参加してもらう政策が進められてきた。これを踏まえ、市民生活に関する基本法である民法でも、18歳以上の人を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされたこと、世界的にも、成年年齢を18歳とするのが主流であることが、今回の改正の背景にあるようだ。さらに、18歳、19歳の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を、政府は期待している。

この改正により、前述した「大人がするもの、できるもの」である、携帯電話を購入する、アパートを借りる、クレジットカードを作成する、ローンを組んで自動車を購入する、といったことができるようになる。親の同意がなくても、だ<sup>1)</sup>。

仮にクレジットカードを作成したとしよう。数あるクレジットカード会社を比較し、どれが自分にとって最適か、判断するだろう。クレジットカード会社側からすれば、顧客が増え、私たちがそのクレジットカードを使って買い物をすれば、お金が動き、経済を潤す一助となる。なるほど、たしかに、自己決定権の尊重と、社会参加になるものと考えられる。

しかし、物事には良い面があれば、悪い面があるのも事実だ。世の中には、自分の利益のために消費者を騙<sup>だま</sup>し、こちらにとって不利な契約を結ばせようとする事業者がいる。今後、彼らのターゲットとなるのは、間違いなく知識も経験も浅い私たちだ。ただでさえ言葉巧みに消費者を操る彼らが18歳を騙すなんて、たやすいことなのだろう。このままでは、悪徳商法などによる消費者被害が拡大しかねない。

このような状況だからか、中学3年生の家庭科の「消費と生活」の分野の授

業は、いつも以上に、先生にも力が入っていた。たくさんプリントも配られた。と、ここまではよかったのだが、ここからが問題なのだ。まず、これだけ私たちに迫り来ることであるのに、取りかかり始めたのは3学期が始まる少し前なのだ。3年間を通して、被服、食事、住生活、保育と学習しなければならない分野が多いことはわかる。けれども、ただでさえ3学期は他の学期より短いのに、卒業式や面接の練習が入り、授業数が一気に減るという切羽詰まった中では、十分な消費者教育ができないと思う。授業内では、未成年者取消権については繰り返し言われ、これが18歳になると行使できないから、被害の拡大につながるのだというのは今でも覚えているが、それ以外は、とても駆け足での授業だったなというのが正直なところだ。

次に、これらの学習は、消費者被害を防ぎ、18歳での成年として適切な判断ができるようになるためのはずが、テストのための学習になっているように感じることだ。先生が私たちに必死で教えてくれているのは十分伝わってくる。でも、少ない授業数の中でも、学年末考査は実施しなければならない。テストを作るにはある程度の範囲の確保がいる。そして私たちも、テストで良い点数を取りたい。「ここは絶対テストに出るから。」と言われ、悪徳商法の名称と、それがどんなものなのかを対応させて必死に覚える。だがそれは、あくまでテストに出るからという理由の、単なる機械的な暗記という作業にすぎない。さらに、この時期は受験が近いこともあり、消費者教育より受験勉強の方が大事、というような雰囲気が生徒の中にはある。一時的でその場しのぎの知識程度の学習では、わざわざ授業をする意味がないのではないだろうか。

ここまで考えて、私は18歳で成年になったからといって、クレジットカードなどの契約はしないだろうなと思った。「自分はするつもりがなくても、契約をさせようと甘い言葉で誘導されて、結局その手口に乗せられてしまうから怖いんだよ。」と声を荒げる母の言葉に、今度はひやりとさせられてしまった。自分は契約なんてするつもりはないから関係ない、だから被害には遭わないだろう。その考えが一番危ないのだと、自分の甘さを身をもって知ることとなった。

法務省も消費者教育の充実を掲げているように、消費者被害の拡大を防ぐには、やはり消費者教育が重要となるだろう<sup>2)</sup>。では、これからの消費者教育はどうあるべきか。私なりに二つ考えてみた。

一つ目は、早いうちから消費者教育に取り組み、繰り返し学べるようなカリキュラムの作成だ。2004年度生まれが最年少の18歳成年なのであって、これ以降の代も18歳で成年となるのに変わりはない。それならば短期詰め込み型ではなく、授業数を十分確保して、早いうちから知識を積み重ねる消費者教育の必要性が高まるはずだ。家庭科の授業だけでなく、総合的な学習の時間からもアプローチすれば、多面にわたる視点で理解を深められるかもしれない。そのためには、先生間の連携や共通の認識も欠かせないが、ある教科のテストのための勉強ではなく、自分たちの問題として捉えられる学習として改善されると考えている。ゴールはあくまでテストの点数ではなく、一社会人としての正しい社会参加を促すことだということを、もう一度見直してほしい。

二つ目は、教育を受ける側の私たちも、自発的に動いていくことだ。この小論文を書くにあたって、様々な資料を読んできたが、各省庁のホームページやポスター、家庭科の資料集でも、たくさんの呼びかけがされていることに気づいた。18歳、まだ高校生で成年なんて大丈夫なのか、という考えは、その未熟さに依存しているからではないか。未熟なら未熟なりに、これらの情報を自分で探し、自分の中に吸収していかななくてはならない。少し関心を持ち、スキマ時間に少し見るだけでもいい。正しい知識を身に付け、自分に関わる問題だという意識を持ち、2年後に堂々と成年だと言える準備をするのが今だ。消費者問題だけでなく、そもそものクレジットカードの仕組みなど、成年となるうえで知っておくべきことはまだまだたくさんある。自発的に行動することで、一社会人となることや、「大人がするもの、できるもの」ができるようになることへの責任と自覚も身に付けられるだろう。

消費者教育をする側も、される側も、このようにあるべきだと考える。18歳、19歳が参加した、新たな社会を支えるのが消費者教育なのだ。

(注)

1) 2) 法務省 「民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)について」

URL <http://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf>

閲覧日 2020年8月23日